

仮訳

アルコール飲料規制委員会規則

2008年アルコール飲料規制法に基づく示談基準
(第3版)
2025年

2014年11月11日付の「アルコール飲料規制委員会規則 2008年アルコール飲料規制法に基づく示談基準(第2版)」により改正増補された2010年5月22日付の「アルコール飲料規制委員会規則 2008年アルコール飲料規制法に基づく示談基準」を「2025年アルコール飲料規制法(第2版)」に適合させるように改正増補することが適切である。

2008年アルコール飲料規制法の第16条(3)及び第45条の第1段落の権限に基づき、アルコール飲料規制委員会が以下の通り規則を公布する。

第1条 本規則を「2025年アルコール飲料規制委員会規則 2008年アルコール飲料規制法に基づく示談基準(第3版)」と呼ぶ。

第2条 本規則を官報掲載日の翌日より施行する。

第3条 以下の内容を「アルコール飲料規制委員会規則 2008年アルコール飲料規制法に基づく示談基準」の第9/1条として追加する。

「**第9/1条** 示談において、示談権限者が審査した結果、被疑者又は違反者の違反行為における特徴又は状況が深刻な性質のものであると判断した場合、示談権限者が第8条で規定されている額に積み増した罰金額を定める、又は最高率を定めることができる。」

第4条 「アルコール飲料規制委員会規則 2008年アルコール飲料規制法に基づく示談基準」の末尾に添付する示談料率リストのNo.11、No.12、No.13、No.27、No.28及びNo.29の内容を廃止し、本規則の末尾リストのNo.11、No.12、No.13、No.27、No.28及びNo.29の内容に置き換える。

第5条 「2014年アルコール飲料規制委員会規則 2008年アルコール飲料規制法に基づく示談基準(第2版)」により改正増補された「アルコール飲料規制委員会規則 2008年アルコール飲料規制法に基づく示談基準」の末尾に添付する示談料率リストのNo.26の内容を廃止し、本規則の末尾リストのNo.26の内容に置き換える。

第 6 条 本規則の末尾リストの No. 30 及び No. 31 の内容を、「アルコール飲料規制委員会規則 2008 年アルコール飲料規制法に基づく示談基準」の末尾に添付する示談料率リストの No. 30 及び No. 31 の内容として追加する。

2025 年 12 月 1 日公布
パタナー・プロムパット
保健大臣
アルコール飲料規制委員会委員長

訳注：2025 年 12 月 2 日付官報第 142 号特別章 378NG ページ掲載、2025 年 12 月 3 日施行

【免責条項】

この日本語訳は、タイ政府による公式日本語訳ではなく、情報提供を目的に、ジェトロバンコク事務所が作成した非公式なものです。正確性を保証するものではありませんので、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますのでご了承ください。

原典については、下記をご覧ください。本 URL は 2025 年 12 月 12 日時点で有効であることを確認しておりますが、今後 URL が変更・削除される可能性もございます。

(ウェブページ)

<https://ratchakitcha.soc.go.th/documents/96895.pdf>

2025年アルコール飲料規制委員会規則 2008年アルコール飲料規制法に基づく示談基準(第3版)
の末尾リスト(ポートー.1書式)

No.	罪状		懲罰		示談のための規定罰金料率
	条項	違反内容	条項	処罰の程度	
11	29の第1段落の(1)	年齢満20歳未満の人にアルコール飲料を販売する	40	1年以下の禁固刑若しくは10万バーツ以下の罰金刑、又はその併科	1回目 50,000 バーツ 2回目 80,000 バーツ 3回目 100,000 バーツ
12	29の第1段落の(2)	酩酊状態の人にアルコール飲料を販売する	40	1年以下の禁固刑若しくは10万バーツ以下の罰金刑、又はその併科	1回目 50,000 バーツ 2回目 80,000 バーツ 3回目 100,000 バーツ
13	30(1)	自動販売機によりアルコール飲料を販売する	40/1	1年以下の禁固刑若しくは10万バーツ以下の罰金刑、又はその併科	1回目 50,000 バーツ 2回目 80,000 バーツ 3回目 100,000 バーツ
26	32/1	アルコール飲料を宣伝する	43	1年以下の禁固刑若しくは10万バーツ以下の罰金刑、又はその併科 アルコール飲料の製造者、輸入者又は販売者の違反の場合は、1年以下の禁固刑若しくは50万バーツ以下の罰金刑を科す、又はその併科に処す さらに違反者に、まだ違反している間又は適正に対処するまで1日当たり5万バーツ以下の罰金を科す	1回目 30,000 バーツ 2回目 60,000 バーツ 3回目 100,000 バーツ ただしアルコール飲料の製造者、輸入者又は販売者の行為に対しては500,000 バーツの罰金を科す
27	32/2	自己利益追求のために知名度を利用し、アルコール飲料の名称又はマークを表示して公衆に情報を伝達する	43/1	6ヶ月以下の禁固刑若しくは10万バーツ以下の罰金刑、又はその併科	1回目 30,000 バーツ 2回目 60,000 バーツ 3回目 100,000 バーツ

No.	罪状		懲罰		示談のための規定罰金料率
	条項	違反内容	条項	処罰の程度	
28	32/3	アルコール飲料の名称若しくはマークを利用した製品若しくは他の物を、当該の製品若しくは他の物の名称若しくはマークとして宣伝する、又はアルコール飲料の名称、マーク若しくはシンボルを利用し、それを切取る、継足す、若しくは文言を改変することにより当該の製品若しくは他の物の名称若しくはマークの一部とする	43	1年以下の禁固刑若しくは10万バーツ以下の罰金刑、又はその併科 アルコール飲料の製造者、輸入者又は販売者の違反の場合は、1年以下の禁固刑若しくは50万バーツ以下の罰金刑を科す、又はその併科に処す さらに違反者に、まだ違反している間又は適正に対処するまで1日当たり5万バーツ以下の罰金を科す	1回目 30,000 バーツ 2回目 60,000 バーツ 3回目 100,000 バーツ ただしアルコール飲料の製造者、輸入者又は販売者の行為に対しては500,000 バーツの罰金を科す
29	32/4	アルコール飲料の摂取を奨励するような方法で、個人、グループ、政府機関又は民間機関に対して、社会のための又は公益のための活動を支援する	43/1	6ヶ月以下の禁固刑若しくは10万バーツ以下の罰金刑、又はその併科 アルコール飲料の製造者、輸入者又は販売者の違反の場合は、6ヶ月以下の禁固刑若しくは50万バーツ以下の罰金刑を科す、又はその併科に処す さらに違反者に、まだ違反している間又は適正に対処するまで1日当たり5万バーツ以下の罰金を科す	1回目 30,000 バーツ 2回目 60,000 バーツ 3回目 100,000 バーツ ただしアルコール飲料の製造者、輸入者又は販売者の行為に対しては500,000 バーツの罰金を科す
30	32/5	第32/4条に基づき禁止されている方法による活動を広報するために、活動又は情報を広める	43/1	6ヶ月以下の禁固刑若しくは10万バーツ以下の罰金刑、又はその併科 アルコール飲料の製造者、輸入者又は販売者の違反の場合は、6ヶ月以下の禁固刑若しくは50万バーツ以下の罰金刑を科す、又はその併科に処す さらに違反者に、まだ違反している間又は適正に対処するまで1日当たり5万バーツ以下の罰金を科す	1回目 30,000 バーツ 2回目 60,000 バーツ 3回目 100,000 バーツ ただしアルコール飲料の製造者、輸入者又は販売者の行為に対しては500,000 バーツの罰金を科す

No.	罪状		懲罰		示談のための規定罰金料率
	条項	違反内容	条項	処罰の程度	
31	34 (1) - (5)	<p>以下の係官の職務に抵抗する又はこれを妨げる</p> <p>(1) 本法の順守を検査するために、アルコール飲料の製造者、輸入者又は販売者の事業所、アルコール飲料の製造、輸入又は販売施設、アルコール飲料の保管施設に、当該施設の営業時間中に立入り、車両の立入検査も行う</p> <p>(2) 第 28 条、第 29 条、第 30 条及び第 32 条に対する違反行為を疑う正当な理由がある場合に、検査又は規制して上記の条項に従わせるために、アルコール飲料の販売施設若しくは場所、又は商売上の利益のためにアルコール飲料摂取サービスを提供する施設若しくは場所に立入る</p> <p>(3) 本法に対する違反行為がある場合又は違反行為の妥当な証拠がある場合に、情報を記録するために、カード所有者の名前、住所が記され、写真が表示された国民身分証明証又は任意の他の書類を要求する、又は見せてもらう</p> <p>(4) 訴訟手続きに資するために、証拠又は任意の他の物を検査又は収集する</p> <p>(5) 訴訟手続きの証拠とするために、本法に違反する又は従わない製造者、輸入者又は販売者のアルコール飲料を押収又は没収する</p>	44	1年以下の禁固刑若しくは5万バーツ以下の罰金刑、又はその併科	1回目 10,000 バーツ 2回目 30,000 バーツ 3回目 50,000 バーツ